



公益社団法人自由人権協会

〒105-0002 東京都港区愛宕 1-6-7 愛宕山弁護士ビル 306 号室

TEL:03-3437-5466 FAX:03-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

JAPAN CIVIL LIBERTIES UNION

306, Atagoyama Bengoshi BLDG. 1-6-7, Atago, Minato-ku, Tokyo 105-0002, Japan

TEL:+81-3-3437-5466 FAX:+81-3-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

2018年7月6日

## 新宿区で、自由なデモを

公益社団法人自由人権協会

代表理事 喜田村 洋 一

同 紙 谷 雅 子

同 芹 澤 齊

同 升 味 佐江子

2018年6月20日、新宿区は、デモの出発地として使用できる公園の基準を見直しました。新基準は同年8月1日からの使用分に適用されることとなっていますが、これによれば、デモの出発地として使用できる公園は、従来の4つから、1つ（新宿中央公園）に減らされています。これまでの基準でも、1つの公園をデモのために使用することは1日2回までと制限されていたのですが、今回の変更により、新宿区内でのデモは、著しく厳しい条件のもとに置かれることとなります。

このような新基準ができた理由は、公園の周辺が交通の制約や騒音で迷惑しているため、とされています。

しかし、デモは、私たち一般の市民が、街の人たちに自分たちの意見を伝え、また、それについて、さまざまなメディアを通じて、多くの人々とのコミュニケーションを成立させることのできる有効な方法です。

ですから、デモは、憲法における表現の自由で保障されています。デモの自由がないと、色々な意見が社会に伝わらないことになり、また、私たちは主権者としての判断の基礎となる様々な情報を得られないこととなります。

だからこそ、日本でも世界でも、デモは一般の市民・国民が利用できる重要

な表現手段として憲法上の保障を受けており、実際にもしばしば、社会を変えるほどの力を持ってきました。

このデモの自由がない社会は、物が言えない社会であり、市民にとっては危険です。

もちろん、自由があるからといって、何でもできるわけではありません。適正なルールは守らなければなりません。

しかし、そのルールは、他の人々の自由や利益との調整を図るため、必要最小限で定められる必要があります。誰かにとってうるさい、迷惑だ、ということで表現ができなくなる、というものであってはなりません。それだけの理由でデモの制限が認められてしまえば、デモの自由は、ないのと同じことになってしまいます。

上記の新基準は、デモの規模や出発時間などを考慮せず、デモを始められる公園は1つだけ、としてしまっていることから、必要最小限のルールとなっていない。

新基準は、憲法に反し、表現の自由や集会の自由を侵害するものといわなければなりません。新基準は、直ちに廃止されるべきです。